

関係用語・定義集

国民健康保険事業費納付金	国民健康保険運営のため、市町村が都道府県に納付するもの。納付金の額は、都道府県が各市町村の医療費総額や平均所得額等を基に、市町村ごとに算出する。 あま市が翌年度に納付する金額は、仮算定額が1月中旬に、本算定額が翌1月中旬に、愛知県から示される。
標準保険税率	納付金の額を踏まえ、都道府県が市町村ごとに示す標準的な保険税率。 納付金と同様、仮算定による税率と本算定による税率が、愛知県から示される。 あま市は、令和5年度に標準保険税率に到達するよう、段階的な税率改正を行っている。
国民健康保険税	医療分・後期支援分・介護分から構成される
医療分	国民健康保険税のうち、保険給付に充てるもの
後期支援分	国民健康保険税のうち、後期高齢者医療制度への拠出金に充てるもの
介護分	40歳～64歳の被保険者のみ課される国民健康保険税で、介護保険料にあたるもの
賦課方式	国民健康保険税の算出方法で、主なものとして次の各方式がある ○4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） ○3方式（所得割・均等割・平等割）【あま市採用】 ○2方式（所得割・均等割）
所得割	被保険者の所得に対して賦課されるもの
資産割	被保険者が所有する固定資産に対して賦課されるもの
均等割	被保険者1人に対し、定額が課されるもの
平等割	全加入世帯に平等に課されるもの
課税割合	国民健康保険税のうち、応能分と応益分の割合。
応能分	所得割と資産割の合計。
応益分	均等割と平等割の合計。
保険税 収納必要額	あま市が国民健康保険税として収納する必要がある金額。 納付金や保健事業等に要する金額の合算額から、県支出金等を減じて算出する。
特定健康診査 (特定健診)	平成20年度から40歳以上を対象に開始された、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと
特定保健指導	特定健診結果から、動機付け支援、積極的支援に位置づけられる方に対し、生活習慣病予防のための指導を行うこと 【動機付け支援】 対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、その目標が継続できることを支援し、6ヶ月後に評価を行う 【積極的支援】 3ヶ月以上継続的に行い、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立て、その目標が継続できることを目指した支援のことで、6ヶ月後に評価を行う
BMI	体重と身長の関係から算出される、肥満度を表す体格指数のこと ※BMI指数＝体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））
中性脂肪	体内ではエネルギー源として使われていて、余りは脂肪となって体内に貯蓄される物質のこと
有所見	健診結果の数値が基準値より外れている状態のこと
メタボリック シンドローム	内臓脂肪の蓄積が高血圧・高血糖・脂質代謝異常を招き、それらが重複している状態のこと
マイナ保険証	健康保険加入情報が紐づけられたマイナンバーカードのこと